

指摘事項

介護老人保健施設・短期入所療養介護

令和5年3月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

◎根拠条文

「施設条例」

鳥取市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
(平成29年12月22日鳥取市条例第49号)

「条例」

鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成29年12月22日鳥取市条例第51号)

「予防条例」

鳥取市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
(平成29年12月22日鳥取市条例第52号)

「老企第40号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
(平成12年3月1日老企第36号)

☆入退所

■介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を入所させるにあたり、その判定理由が入所判定委員会資料に記載されていないため、記載すること。（条例第12条第2項）

☆身体拘束廃止未実施減算

■身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していなかったため、身体拘束廃止未実施減算を適用すること。

(老企第40号 第2の6(7))

定期的な研修（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束適正化の研修を実施すること。

また、研修の実施内容についても**記録**することが必要である。

☆所定疾患施設療養費

■前年度の治療の実施状況をウェブサイト等により速やかに公表すること。（老企第40号 第2の6（33））